

取引規定集



大阪商工信用金庫

まいどおおきに支店

この度は大阪商工信用金庫まいどおおきに支店をご利用いただき、誠に有難うございます。

当店では、各種預金等の種類などに応じ、本規定集に記載した規定によりお取扱いいたします。(当店以外の本支店で開設する預金口座と取扱いが異なる場合があります。)この規定に定めのない事項につきましては、別途当金庫が定める取引規定により取扱いします。つきましては、必ず一読の上お手元にお備えいただきますようお願い申し上げます。

目 次

まいどおおきに支店	取引規定	2 頁
まいどおおきに支店用	普通預金規定	9 頁
まいどおおきに支店用	キャッシュカード規定	11 頁
まいどおおきに支店用	定期預金規定	15 頁
まいどおおきに支店用	振込規定	17 頁

『まいどおおきに支店 取引規定』

お客様が大阪商工信用金庫(以下「当金庫」といいます。)まいどおおきに支店(以下「当支店」といいます。)と取引をおこなう場合は、下記条項のほか、別途当金庫が定める取引規定が適用されることに同意したものととして取扱います。なお、本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。

第1条 まいどおおきに支店取引

1. 当支店との取引範囲

お客様は、本規定にもとづき、次の各号に定める取引をご利用いただけます。

- (1) 普通預金取引
- (2) 定期預金取引
- (3) その他当金庫所定の取引

2. 前項各号の取引は別途当金庫が定める取引規定にもとづくものとします。

3. 利用資格者

- (1) 本規定に同意し、日本国内に住所を有する満20歳以上の個人のお客様を利用資格者とします。ただし、お申込みのお客様が反社会的勢力に該当する場合には、当支店での取引はお断りするものとします。
- (2) お客様は、本規定に示した会員番号または暗証番号の不正使用等によるリスク発生の可能性および本規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において利用するものとします。

4. 取扱時間

本取引の取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。

5. 払戻制限について

初回の定期預金作成完了まで、普通預金口座からの払戻しはできません。

第2条 口座開設方法

1. 口座開設

- (1) 本規定に同意し、当支店所定の申込書に必要事項を記入していただき、当支店所定の必要書類を添えてお申込になり、当支店がこれを受領し認めた場合に限り、普通預金口座を開設することができるものとします。
- (2) 当支店との取引の開始にあたっては、キャッシュカードおよび会員カードを発行します。
- (3) 当支店での普通預金口座の開設はおひとりにつき1口座に限ります。
- (4) 当支店は、少額預金の利子非課税制度(マル優)のお取扱いはいたしません。

2. 通帳、証書の発行

当支店で開設した口座の通帳(または証書)は発行いたしません。

3. お取引店について

開設した口座のお取引店は、まいどおおきに支店とさせていただきます。

4. お取引店の変更

お取引店の変更はできません。

第3条 お届印

1. 当支店と取引を開始する際には、第2条1項の口座開設の際に使用する印章(以下「お届け印」といいます。)により印鑑を届出てください。印鑑はお客様おひとりにつき一つのみ届出いただくものとし、当支店における取引において共通とさせていただきます。

2. 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第4条 当支店との取引方法

お客様は、本規定にもとづき、次の方法で当支店と取引をおこなうことができます。

1. 定期預金作成依頼、普通預金および定期預金の解約依頼、振込依頼、残高の照会等の電話による取引
2. 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入支払機による取引
3. その他当金庫所定の方法による取引

第5条 本人確認

1. 本人確認手続き

電話による本人確認のための手続きは、次による方法のほか、当金庫の定める方法により行うものとします。

- (1) お客様は、「まいどおおきに支店 普通預金口座開設申込書 兼 会員カード申込書」により暗証番号（パスワード）を届出るものとします。
 - (2) 当金庫は、会員番号および本人確認番号を記載した「会員カード」をお客様の届出住所あてに郵送するものとします。
 - (3) 当金庫は電話によってお客様から通知された「暗証番号（パスワード）」、「会員番号」および「本人確認番号」と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。
 - (4) 当金庫が前項の確認をして取扱いましたうへは、各種番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - (5) 届出と異なる「暗証番号（パスワード）」または「本人確認番号」の入力を、当金庫所定の回数以上を連続して行ったときは、当金庫は本取引の取扱いを中止します。各種番号相違による再開手続きは、当支店に連絡のうえ所定の手続きをとってください。
 - (6) 「暗証番号（パスワード）」、「会員番号」および「本人確認番号」は、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。また、「暗証番号（パスワード）」は、生年月日、電話番号、連続番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。各種番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当支店に直ちに連絡をしてください。
- ##### 2. 会員カードの取扱い
- (1) 「会員カード」は厳重に管理し、他人に使用されないよう保管してください。第三者への譲渡・貸与はできません。当金庫から請求があった場合は、すみやかに「会員カード」を返却するものとします。
 - (2) お客様が「会員カード」を紛失・盗難等で失った場合には、お取引の安全を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当支店まで当金庫所定の方法により届出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、利用停止の措置を講じます。当金庫は、この届出にもとづく所定の手続きの完了前に生じた損害については、責任を負いません。
 - (3) 当支店との取引を再開する場合は、「会員カード」を再発行するものとし、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。なお、再発行の依頼に際しては、当金庫所定の書面により届出てください。

第6条 電話による取引の依頼

1. 取引依頼の方法

お客様は第5条1項の本人確認手続きをした後、取引に必要な所定事項を当支店の指定する方法により正確に伝達することで、取引を依頼してください。

2. 取引依頼の確定

当支店が取引の依頼を受付けた場合、お客様あてに依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当支店の指定する方法で確認した旨を伝えてください。

上記依頼内容の確認が各取引に必要な時間までにおこなわれた場合は、取引依頼が確定したものとし、当支店所定の方法で手続きをおこないます。

3. 取引の成立

- (1) お客様の口座より資金の引落しをおこなう取引については、取引依頼が確定した後、当支店は、お客様から支払い依頼を受けた振替資金、振込資金、振込手数料、または各種手数料を、お客様の口座にかかる取引規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに口座より引落しをおこなうものとし、当該引落しをもって取引が成立したものとします。ただし、その引落しができなかった場合(口座の解約、差押え等正当な理由による支払停止等の場合も含みます。)は、お客様からの取引依頼はなかったものとして取扱います。
- (2) 前号以外のサービスについては、取引依頼の確定をもって取引が成立したものとします。

4. 取引内容の確認

お客様の口座より資金の引落しをおこなう取引を利用した後は、別途送付する取引明細書等により取引内容を照合してください。万一、取引内容、残高に相違がある場合において、お客様と当支店との間で疑義が発生した場合には、当支店の機械記録の内容をもって処理するものとします。

第7条 普通預金取引

1. 取扱店の範囲

普通預金は、当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、原則、現金自動預入支払機にかぎります。

2. 自動支払い等

普通預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、預金口座を給与、年金、配当金、および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

3. 普通預金の解約

電話による依頼にもとづき、普通預金を解約の上、その元利金を金融機関の国内本支店にあるご本人名義の預金口座あてに振込することができます。

4. キャッシュカードについて

- (1) 代理人カードの発行はいたしません。
- (2) デビットカードのお取扱いはできません。
- (3) Pay-easy(ペイジー)口座振替のお取扱いはできません。

5. 無通帳取引

- (1) 当支店では口座開設に伴う通帳の発行はいたしません。通帳の代わりとして、預入れまたは払戻しがおこなわれた場合に、当金庫の定めるところによりその事実を証するため、所定の時期にお客様のお届出の住所あてに、お取引の内容が一覧できる明細書(以下「お取引明細書」といいます。)を郵送するものとします。
- (2) お取引明細書の記載内容に関する照会等は、お取引明細書作成から2ヶ月以内とします。それ以降の照会はできません。
- (3) お取引明細書の記載
お取引明細書上への同一営業日における取引記載内容の記載順序につきましては、当金庫の定めるとおりとします。
- (4) お取引明細書の返戻等
お届出の住所あてに郵送したお取引明細書が返戻された場合は、当金庫は保管責任を負いません。また当金庫から発送されたお取引明細書が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第8条 定期預金取引

1. 定期預金の預入れ

電話による依頼にもとづき、お客様が指定する定期預金(ただし当金庫所定の種類に限ります。)を作成することができます。

2. 預入れの定期預金は自動元金継続扱いとします。

3. 定期預金の解約

電話による依頼にもとづき、お客様が指定する定期預金を解約のうえ、その元利金を当支店の普通預金口座に入金します。

普通預金へ入金後、他の金融機関の国内本支店にあるご本人名義の預金口座あて振込することができます。

第9条 払戻し・照会口座

1. お客様が当支店取引により払戻しおよび残高等の照会依頼をすることができる口座は、当支店の本人名義の口座に限るものとします。
2. 払戻しは、取引規定にかかわらず、払戻請求書の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

第10条 残高通知等

1. 定期預金お預け入れのご案内

定期預金を預入れいただいたときに「定期預金 お取引内容のご案内」を送付いたします。なお、定期預金を解約されたときは、「定期預金 お取引内容のご案内」及び当該定期預金の「預金計算書」を送付いたします。

2. お取引明細書

普通預金：毎年3・6・9・12月末現在において、3ヵ月分の入出金を記載した「普通預金入出金明細票のご送付について」を作成し送付いたします。

ただし、該当期間中に入出金が発生しない場合は送付しません。

定期預金：定期預金の新規、解約時にお取引明細およびお取引後のご契約口座一覧を記載した「定期預金 お取引内容のご案内」を作成し送付いたします。

また、満期前に「満期・中間利払のお知らせ（兼計算書）」を作成し送付いたします。

第11条 取引内容の記録

1. 当金庫は本取引によるお客様との会話内容をすべて録音により記録し、相当期間保存します。
2. 取引内容について疑義が生じた場合は、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第12条 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、届出事項の変更を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、これらが未着として当支店宛に返戻された場合、当支店は通知または書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。また返戻された送付物に関し、当金庫は保管責任を負いません。

第13条 顧客情報の取扱い

当金庫との取引に関し、当金庫は顧客情報を当金庫の本支店、子会社、関連会社、その他の第三者に処理させることができるものとします。また、法令、裁判手続その他の法的手続または規制当局により、顧客情報の提出を要求された場合は、その要求に従うことができるものとします。

第14条 届出事項の変更等

1. キャッシュカード、会員カード、届出の印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに電話等により当支店に連絡するとともに、当金庫所定の書面によって当支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

3. 住所変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
4. キャッシュカードまたは会員カードの再発行（会員カードは新規発行となります。）にあたっては、当金庫所定の手数料をいただきます。

第15条 諸手数料

1. カード再発行手数料、その他の諸手数料は、普通預金口座からキャッシュカードまたは払戻請求書等なしに引落すものとします。
2. 当支店に関する諸手数料を改定もしくは新設する場合には、原則として改定内容もしくは新設内容を当金庫所定のホームページに掲示することにより告知します。手数料等に関する資料を書面で必要とする場合は、当支店に別途請求してください。

第16条 免責事項等

1. 当金庫は、お客様が電話で伝えた「会員番号」、「本人確認番号」、「暗証番号（パスワード）」と、当金庫に登録されている「会員番号」、「本人確認番号」、当金庫に届出の「暗証番号（パスワード）」の一致を確認した場合は、この取引によって万一損害が生じても、当金庫は責任を負いません。
2. やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害を原因とする振込・振替等の遅延または払戻不能、および災害、事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等の事由により生じた損害については当金庫は責任を負いません。
3. 公衆電話回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客様の取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第17条 停止および解約等

1. 当支店の普通預金取引を解約する場合には、同時にその他全ての取引を解約するものとします。
2. 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫は本取引を停止し、お客様に通知することなく本取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この場合、「会員カード」は回収しません。
 - (1) 相続の開始があったとき。
 - (2) 1年以上にわたり本取引の利用がない場合。
 - (3) 住所変更の届出を怠る等により、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。
 - (4) 当金庫の取引規定に違反した場合等、本取引の解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - (5) 支払停止、破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。

第18条 通知等の連絡先

1. 当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当支店に届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
2. 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会・確認ができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第19条 規定の準用

1. 本規定に定めのない事項については、各口座、各取引にかかる当金庫が定める取引規定により取扱います。
2. 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。
3. 個別の取引規定集が必要な場合は、当支店あて請求してください。

第20条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第21条 契約期間

この契約の契約期間は、当支店に普通預金口座を開設された日から普通預金口座を解約された日迄とします。普通預金口座の解約に伴い、当支店の契約は自動的に解約します。

第22条 準拠法・管轄

1. 本契約の契約準拠は日本法とします。
2. 本契約にもとづき諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店または当支店の所在地を管轄する裁判所を所轄裁判所とします。

第23条 譲渡、質入れの禁止

本取引に基づくお客様の権利、預金等および各種カードは、譲渡質入れできません。

第24条 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、同規定第26条第3項第1号、第2号①から⑤および第3号①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第25条 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍をお持ちでない在留期間がある預金者が、当金庫に届け出している在留期間を経過した場合、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当金庫に届け出している在留期間が経過した場合、入金、払い戻し等取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前1項～3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第26条 解約等

1. この預金口座を解約する場合には、「まいどおおきに支店取引規定」第7条第3項の方法によるものとします。
2. 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、またはこの預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - (2) この預金の預金者が第23条に違反した場合
 - (3) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - (4) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的にみとめられる場合。
 - (5) 日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当金庫に届け出している在留期間を経過し、適法な在留資格・在留期間を当金庫所定の方法により届け出されない状態が1年以上に渡って解消されない場合。

3. 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
4. この預金が、休眠預金等活用法に伴い一定期間預金者による利用がない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。
5. 前2～4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当支店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

以上

『まいどおおきに支店用 普通預金規定』

第1条 取扱店の範囲

この預金は、当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、原則、現金自動預入支払機にかぎります。

第2条 通帳の発行

当支店で開設した口座の通帳は発行いたしません。

第3条 振込金の受入れ

1. この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
2. この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合は、振込金の入金記帳を取消します。

第4条 預金の払戻し

この預金の払戻しは、当支店取引所定の方法(「まいどおおきに支店取引規定」第4条第2項)によります。

第5条 自動支払い等

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、預金口座を給与、年金、配当金、および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

第6条 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第7条 届出事項の変更等

1. この印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. この印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第8条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第9条 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第10条 譲渡、質入れ等の禁止

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第11条 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第12条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の書式に届出印を押印して直ちに当支店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前項の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについての別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第13条 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

『まいどおおきに支店用 キャッシュカード規定』

第1条 カードの利用

当支店普通預金口座(以下「預金」といいます。)について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、当該預金口座について、預入れ、払戻し、振込、残高照会などの取引可能な機器(以下「自動機」といいます)を使用して、次の場合に利用することができます。

なお、カードの代理人カードの発行はいたしません。

1. 当金庫および当金庫がオンライン提携による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の自動機を使用して普通預金に預入れをする場合。
2. 当金庫および当金庫がオンライン提携による現金払戻業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の自動機を使用して普通預金に払戻しをする場合。
3. 当金庫および当金庫がオンライン提携による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
4. 当金庫および預入提携先の自動機または支払提携先の自動機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合。
5. デビットカードのお取扱いはできません。
6. Pay-easy(ペイジー)口座振替のお取扱いはできません。

第2条 自動機による預金の預入れ

1. 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 自動機による預入れは、自動機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第3条 自動機による現金の払戻し

1. 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 自動機による払戻しは、自動機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。
3. 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の自動機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。ただし、支払提携先の自動機による払戻しの限度額については、その届出の金額以下になる場合があります。
4. 当金庫および支払提携先の自動機による1日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
5. 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

第4条 カードによる窓口での預入れ

窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。預入れをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。

第5条 自動機による振込

1. 自動機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。

第6条 自動機利用手数料等

1. 自動機を使用して預金の預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
2. 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の自動機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
3. 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。
4. 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

第7条 自動機故障時等の取扱い

1. 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。
2. 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
3. 前記第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
4. 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
5. 当金庫の支払機等が停電、故障等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

第8条 カード・暗証番号の管理等

1. 当金庫は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻手続きに使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当支店に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当支店に提出してください。

第9条 偽造カードによる払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

第10条 盗難カードによる払戻し等

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - (2) 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - (3) 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ①本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - ②本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦等。)によって行われた場合
 - ③本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第11条 カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には直ちに本人から当金庫所定の方法により当支店に届出てください。

第12条 カードの再発行等

1. カードの盗難・紛失・破損等の場合の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

第13条 自動機への誤入力等

1. 自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。
 2. カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。
- また、提携金融機関の窓口で預金の預入れまたは払戻しをした場合の提携先金融機関の責任についても同様とします。

第14条 解約・カードの利用停止等

1. 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、当支店所定の方法にて届出てください。
なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
2. カードの改ざん、不正使用等当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当支店に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①第15条に定める規定に違反した場合
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

第15条 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第16条 規定の適用

この規定に定めのない事項については、『まいどおおきに支店用普通預金規定』により取扱います。なお、振込提携先の自動機を利用した場合には、当金庫所定の振込規定にかえて、振込提携先の定めにより取扱います。

第17条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第18条 情報管理の委託ならびに承認

カードの利用にあたっては、その取引に必要な顧客情報を、提携先に提供する事を承認されたものとして取扱います。

以上

『まいどおおきに支店用 定期預金規定』

第1条 預入期間

この預金の預入期間は1年です。

第2条 証書・通帳の発行

この預金の証書(または通帳)は発行いたしません。

第3条 自動継続

1. この預金は、満期日に1年後の応当日を新たな満期日とした定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

第4条 利息

1. この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および預入日(または継続日)における当金庫所定の利率によって計算し、満期日に当支店の普通預金口座に入金します。
2. 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ①6ヵ月未満・・・解約日における普通預金の利率
 - ②6ヵ月以上1年未満・・・約定利率×50%
3. この預金は付利単位を1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第5条 預金の解約

この預金の解約は当支店取引所定の方法(「まいどおおきに支店取引規定」第8条第3項および第9条第2項)によります。

第6条 届出事項の変更等

1. 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第7条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条 印鑑照合

払戻請求書諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第9条 譲渡、質入れの禁止

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第10条 保険事故発生時における預金者からの相殺

- この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとし、当金庫所定の書式に届出印を押印して直ちに当支店に提出してください。
 - 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。

当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第11条 規定の変更

- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

『まいどおおきに支店用 振込規定』

第1条 適用範囲

電話による依頼にもとづき、お客様の普通預金口座よりお客様の指定する金額を引落しのうえ、お客様の指定する当金庫または他の金融機関の国内本支店にあるご本人名義の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

第2条 振込の依頼

1. 振込の依頼は、当金庫所定の時間内に受付けます。
2. 振込の依頼にあたっては、受取人の預金口座は、振込依頼の都度、お客様の指定したご本人名義の口座とします。
3. 振込の依頼は、すべて電信扱いによるものとします。
4. 振込の依頼にあたっては、当金庫所定の方法により、オペレータにその依頼内容を正確に伝えてください。当金庫はお客様から伝えられた事項を依頼内容とします。お客様から伝えられた依頼内容について不備があったとしても、これらによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
5. 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」といいます。)を支払ってください。

第3条 振込契約の成立

振込契約は、当金庫が振込の依頼にもとづき、お客様から払戻し依頼のあった預金から振込資金等を払戻した時に成立するものとします。

第4条 振込通知の発信

1. 振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あてに依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、当支店所定の振込受付時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
2. 当支店所定の当日扱い振込受付時間終了後に振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。

第5条 取引内容の照会等

1. 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに当支店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会する等の調査をし、その結果を報告します。
2. 当金庫が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
3. 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第7条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きをとってください。ただし、相当期間連絡のつかない場合、振込資金を当支店の普通預金口座に入金することがあります。

第6条 依頼内容の変更

振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、当支店への電話により次の変更の手続きをおこないます。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、後記第7条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。

1. 変更の依頼にあたっては、当金庫所定の方法により、オペレータにその依頼内容を正確に伝えてください。当金庫は、お客様から伝えられた事項を依頼内容とします。
2. 当金庫は、お客様からの依頼にもとづき、変更依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
3. 変更の依頼にあたっては、当金庫は、振込依頼の時と同様の方法で本人確認をさせていただきます。本人確認項目を照合し、相違ないものと認めて依頼内容を変更したときは、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第7条 組戻し

振込契約の成立後にその依頼をとりやめる場合には、当支店への電話により次の訂正の手続きをおこないます。

1. 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の方法により、オペレータにその依頼内容を正確に伝えてください。当金庫は、お客様から伝えられた事項を依頼内容とします。
2. 当金庫は、お客様からの依頼にもとづき、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
3. 組戻し依頼により、振込先金融機関から返却された振込資金は、当支店の普通預金口座に入金します。
4. 組戻しの依頼にあたっては、当金庫は、振込依頼の時と同様の方法で本人確認をさせていただきます。本人確認項目を照合し、相違ないものと認めて振込資金を返却したときは、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条 通知・照会の連絡先

1. 振込取引についてお客様に通知・照会・確認をする場合には、当支店取引の申込みにあたって届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
2. 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会・確認をすることができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第9条 手数料

1. 振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料をいただきます。
2. 組戻しの受付にあたっては、当金庫所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。
3. 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込を受付するときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。
4. この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

第10条 災害等による免責

次の各号の事由により振込資金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。

1. 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
2. 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
3. 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

第11条 譲渡、質入れの禁止

振込契約にもとづくお客様の権利は、譲渡質入れすることはできません。

第12条 預金規定等の適用

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。

第13条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第14条 準拠法・合意管轄

1. 本契約の契約準拠は日本法とします。
2. 本契約に関する訴訟については、当金庫本店または当支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上